

鷹巣阿仁地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第3項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 4町の助役
- (2) 4町の市町村合併担当課長及び4町の長がそれぞれ定める職員各1人

2 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1人
- (2) 副幹事長 3人

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ副幹事長のうちから幹事長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会における協議及び調整の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。